

莫大の費用を投ぜざる可からざること無論にして國民の負擔は、爲に非常の重きを加ふべしと雖も、是れ實に止むを得ざるの勢にして、而して諸君の最も其の智慮を運らすべき所なりとす。之を要するに、第三期の作戦は最も重大にして、萬一遺算あらん乎、赫灼たる從來の戦捷をして半ば水泡に歸せしむる處なきにあらず。豈に慎まさる可けんや。但し作戦の計畫につきては、吾等自ら信ずる所あり、望む所は、諸君が能く國家の大政策を確立し、今後數年間の戦争を繼續して、事に戰鬪に従ふ者をして後顧の患なからしむるにあるなり。茲に大勢を略陳して、諸君の熟考を求むるもの即ち之が爲なり。諸君幸に之を諒せよ○公爵山有朋傳

責任ある軍事當局者にかういはるれば、魔神でない政府は講和の外に策なきことになるのである。かくて、小村外相は、時局の前途に關する徹底的意見書を提出した。桂首相は四月八日閣議を開いて、これを議した。その結果は、戦争は尙ほ容易に終局するものにあらずとし、軍事及び外交に對する方針を決定し、同日奏上、御裁可を仰いでゐた。かくて我が政府は、講和條件まで確定し、講和の機を待つてゐたが、バルチツク艦隊の東航に氣大に驕つてゐた露國は傲然として友邦の講和の議を斥けて顧みなかつた。我が政府は何處に講和の機會を捉へようか。これが、彼等が日夜焦慮するところであつた。だが、天は何日も正義に組する、五月二十七七八日の日本海々

戦は、決定的勝利を以て敵の艦隊を全滅せしめ、局面一變、傲慢な露國政府の意向も變らざるを得なかつたのである。

桂首相や小村外相が、なんでこの好機を見のがさう。小村外相は五月三十一日、駐米公使高平小五郎に電訓を發し、大統領ルーズベルトにその斡旋を求めしめた。高平公使は命に接し、六月一日ルーズベルトに面會し、訓示の趣を陳述した。大統領はこれを諒とし、愈々講和に乗り出すことになつた。

第九章 講 和 會 議

一 小村壽太郎全權委員に任せらる

米國大統領ルーズベルトが、正式に講和を提議したのは、六月九日で、日露兩國の駐劄米國公使をしてそれゝ兩國に講和を提議し、大統領は正當に爲し得る限り、兩國の會議に仲裁斡旋の勞を取る旨を申出でしめた。

これに對し、我が政府は翌十日受諾の回答を發し、露國政府も亦これを受諾した。講和談判地に就ては、我が國は芝罘若しくは華盛頓を主張し、露國は巴里を主張したが、大統領の調停によつて米國のニュー・ハムブシャー洲のボーツマス軍港と定めた。この地は人口數萬の閑靜な小市邑である。我が國は七月三日、特命全權委員として外務大臣小村壽太郎、米國駐劄公使高平小五郎を任命した。

桂首相は、初め全權委員として樞密院議長伊藤博文と小村外相とを奏薦し、既に内奏までしたが、明治天皇は伊藤を輦轂の地から離すを好みたまはなかつた。といふのは、天皇は開戦以來、

伊藤を以て常侍の諮詢役とせられてゐたからである。伊藤も亦政治的理由から、桂首相の下に使節の任に當るを好まなかつた。自分で擲いた種は自分で刈らねばならぬ、日清戰爭は自分が開始したから、その收拾は當然自分でした。今次の和局には桂自ら當るが當然であるといふ考へもあつた。當時谷干城は、伊藤出馬の議あると聞いて、これを誠しめてゐた。

新聞杯には、又々老臺に御苦勞を掛けんとするの説あり、此度は是非共桂・小村を遣るべし、老臺を勞する迄の六ヶ敷事に非ず、若し老臺がをだてられて行く時は、老臺は槍玉に上るべし、而して或部の人の爲に、陷阱に陥るの恐れあり、夫れは扱置き馬鹿にせらるゝを遺憾とする也、若しも萬一にも、聖斷により止むを得ずとせば、山縣侯を第一とし、内閣員一統の調印を取り、後日伊藤がした事で、己れは知らぬ杯決して云得ぬ證據物を取り置き、時期を以公にすべし、然らざれば徒に秦檜、存欽視せらるゝは必ず老臺なり、老臺は才學あり、知識に短なり、浮乎と乗せらるゝの短處あり、是野夫が老臺の爲に惜處なり、今度の戰後は二十七八年とは正反対にして、平和後の内地は慘憺たる情況たる火を見るよりも明かなり、此度の談判は誰が任じても妙案なし、桂・小村にて澤山なり、徒に馬鹿者の怨を買ふは愚の至りなり、桂哉小村哉に煽動さるゝとも決して動く事勿れ、

聰明な伊藤は、谷のいふ位のことは充分知つてゐる。しかし、このためでもあるまいが伊藤は動かなかつた。

しかして、より以上に事局收拾の困難なるを知つた小村外相は、馬鹿者の怨を買ふを覺悟して、その任に當つたのである。

小村は九月八日出發した。出發に際し桂首相は、大要四月十一日の閣議において決定する條件を訓令した。

小村全權は、外務省顧問デニソン、政務局長山座圓次郎以下外務の精銳をすぐつて出發した。全權一行は同日午後米船ミネソダ號に搭乗して横濱を離れ、同月二十日シアトルに着いた。米人の歡迎も盛んであつた。小村がハバード大學の出身者であつたので、米人は彼を見るに、宛然自國の外交家を以てし、多大の同情を彼に寄せたのである。

二 ウィツテ露國全權委員に任せらる

露西亞の講和全權委員に選ばれたものは、大臣委員會議長ウイツテで、七月十三日任命された。

ウイツテは、我が國にも知られた同國第一等の政治家であつた。露國外相イスヴォルスキーは、一ツマス條約・一九〇五年の憲法制定に成功したことは、露國といはず、世界の大政治家と並んで遜色がない」といつてゐたのでその人物が思ひやらるゝ。

ウイツテも講和全權の大任とその困難には、その受諾に躊躇したやうである。しかし、誰も辭して應ずるものもなく、外相ラムスドルフが露國の危機を説いて、慾憲したときには辭することが出来なかつた。皇帝は、任命に際し、彼に告ぐるに次の語を以てした。

この際、予は衷心から和議の成立を希望するが、しかしそれはどこまでもロシアの體面を傷けないものでなければならぬ。また如何なる場合でも、一鐵の償金も、一握の領土も譲渡するものであつてはならぬ。

尋いで、外相ラムスドルフは訓令を與へたが、ウイツテは如何なる訓令にも束縛されたくないから、訓令は一種の参考書類に止めたといふことにした。

ウイツテは、その使命の極めて困難なるを知つた。彼は拜命した後に人に、心事を語つた。

予の任命は、國家に微力を竭さしめんがためといふよりも、極言すれば、予の蹉跌して頸を失

ふあらしめんがためである、人々尙ほ續戦を欲し、予の眞個に容認し得べき條件の下に、講和を爲すの機會は極めて乏しく、隨つて予は十中九まで失敗を見るべく、然る場合には、予は葬らるゝの外はない、よしなば、我が不利なる戦局に相應する所の條件にて戻戦に成功すとするも、予の名は、己惚れ強き露國人の總てに依りて唾棄せらるゝや必然である、が、予は大命を

拜受して前往する、○信夫淳平著
二大外交の真相

我が小村全權と立場は違ふが、その地位の困難とその心事は同一であるのが面白い。しかし、この兩雄は、その性格、主義、行動を全く異にしてゐた。小村が、どこまでも眞率、誠直な日本人らしく振舞へば、ウイツテがどこまでも、劇的、虚飾的な露西亞人的行動をとつたのが、對照の妙を極める。

ウイツテが、自らその回想錄において語るところによれば、彼が講和談判に臨むときの用意なるものがある。それは極めて面白い。彼は佛國に立寄り、それから大西洋を航して米國に渡つた。船中六日間を要した。その間、彼は如何にして興へられた大任を果さんかとて、沈思默考を續け、精神を集中して論戰の方略を研究した。その結果、彼は自分の行動の基調を大體次のやうに定めた。

一、どんな事があつても、我々が講和を望む様な態度を見せないこと、ロシアの皇帝陛下が我々自分を講和全權に任命したのは、別に講和そのものに重きを置いた譯ではなく、周囲の諸國が一般に戦争の繼續を望まない様であるから、その意を容れたに過ぎぬといふ態度を示すこと、

二、自分は、大國ロシアの全權代表者であるといふ顔をして大きく構へること、大國ロシアは最初からこんな戦争を重要視して居ないから、その勝敗については、少しも痛痒を感じない態度を示して相手を威壓すること、

三、アメリカにおける新聞の勢力の强大なのに鑑みて、記者達に對して特に愛想よく心安く待遇すること、

四、極端に民主的であるアメリカの人氣を味方にするために、態度を簡單自由にして、少しも尊大ぶる様な態度を示さぬよう注意すること、

五、アメリカ特にニューヨークで、ユダヤ人と新聞の勢力の强大なことを打算して、少しでも彼等の不快を招くやうな舉動のない様に細心に注意すること、

これ等の心得は能く實行されたやうである。彼は、アメリカ滯在中の私は恰かも大舞臺に立つ

た俳優のやうに衆人環視の中に置かれた、寸時も油斷なく行動せねばならなかつたといつてゐた。要するに、ウイツテの態度と行爲は全く芝居じみてゐた。彼は如何にして、我が全權を壓迫して、自己の使命を有利に展開せんかと苦心を凝らしたのである。彼は容貌態度において東洋的であるといはれたが、その精神、心構においても、支那戰國遊説の士を思はしむるものがあつたのである。

かやうな點において、我が小村全權はウイツテとは著しく趣を異にしてゐた。小村の心構は、ウイツテの芝居がかりのそれとは全く趣を異にした。これは小村とウイツテの個人的相違といふよりも、日本魂と露國魂、日本式露國式の相違であつたといひたいのである。

それにウイツテと小村との外觀の相違が亦對照の妙をなしてゐた。ウイツテは露西亞人中でもズバ抜けた大男で、六尺を超えてゐた。小村は日本人中でも小男の方である。小村の舉止端正、ウイツテは粗大にして氣品に乏しいが、しかし、流石が大國の元老政治家たるの貫祿を備へてゐた。

兩人の對照は極めて注目されたといはるゝ。ウイツテは、小村に就いて次のやうにいつてゐた。

予はこの際に於て、予の主たる敵手、小村に就て一言しよう。私は小村全權を嘗て彼が公使としてペテルブルグに在任した當時から知つてゐた、彼は政治家としては勿論優れた點を有つてゐた。唯だその外貌と態度は甚だ揚らないものであつた、同じく日本の政治家で私の判つて居る者だけに就いて見ても、伊藤・山縣・栗野・本野の諸氏はヨーロッパ人に比べて遜色のない容貌や態度を持つてゐた、併し小村だけが、此の點を缺いて居つたのは、この際決して彼の利益ではなかつた、

ウイツテは竊かに小村與みし易すしと思つたのである、がさうは行かない。ルーズベルトは芝居掛りのウイツテよりは、眞率なる小村を尊敬したのである。ルーズベルトが講和會議の後、九月十二日、サーデヨルヂ、トレヴェルヤンに贈つた書翰に兩全權の批評をしてゐたが、彼は先づ我が小村に就いて次のやうにいつてゐた。

予は、日本人は啻にこの三ヶ月間に於てのみならず、予の大統領となりし以來の既往四年間を通じ、予に極めて好感を與へた。彼等は常に予に眞實を語つた、彼等は極めて秘密性を有し、予は彼等に接するに至りし後、程なく凡そ彼等の言を聽くに方りては、その明かに紙面に書き下せる以外に、一字をだに加へて解すべからざるものなることを悟つた、けれど今日までの所では、凡そ彼等が現に言明したる所のものは、彼等必ず實行するものと、予をして全然信賴するを得さしめた、殊に彼等は彼等自身の精神を互に解し、常に協同して行動する、然るに露國

人に至りては、互に各自の精神を解せず、互に相牽制し、他に向ては虚言を弄し、遂には已れ自らを欺くの危険に身を陥らしむるを知らず、且極めて不健全、且普遍的の腐敗と利己とを示した。

大統領は、眞率にして扮飾なき小村を好み、小村を信用したのである。この個人的信用が、如何に我が外交を有利に導いたかはいふまでもない。次にウイツテに就いて、かういつてゐた。
予はウイツテは現下の露國に於ける第一人で、同國の大公連の間に處して、好人物過ぎはせぬかと思ふ。予は彼を面白く感じた、しかし予は彼を好むとは云ふを得ない、何となれば、彼の大言自負は、雷に愚を示せるのみならず、之を日本人の紳士的なる自重、自制に比すれば、驚くべき粗野であるからである、且予は彼を高尚なる思想を全然缺ける甚しき我儘者と見た。○中略予は思慮ある自利は没利害的感情と併行せざるべからざるを充分諒解するも、而も實際的政治は誠實且沒利害的感情を基礎とするに非ざる限りは極めて卑陋なる業なりとの持論を有するので、予は賢明なるウイツテに對し、侮蔑の情を禁ずる能はざるやに感じた。○信夫淳平二
大外交の真相ウイツテも、ルーズベルトの氣分は覺つてゐた。彼は『私の長談義はルーズベルトに氣に入らなかつたらしい』といつてゐた。

三 講 和 會 議

ボーツマウスの講和會議は、八月九日を豫備會議とし、本會議は翌十日から開かれた。我が全權委員小村壽太郎・高平小五郎は、佐藤愛磨・安達峰一郎・落合謙太郎の三隨員を伴つた。隨員山座圓次郎は會議に列せず、參謀として別席にゐた。露國全權ウイツテはブランソン・コロスト・ヴェツツ及びナボコの三名を伴つて出席した。

この會議は、世界的大政治家といはれたウイツテと、我が國第一等の外交家小村とが全力を盡しての談判で、その一上、一下、虚々實々の辯論と外交術とはまことに一大偉觀であつた。私はこの談判筆紀錄を見ると無限の興味を覚える。前の日清戰役の下關談判も、支那の大政治家李鴻章と我が大政治家伊藤博文・名外交家陸奥宗光との談判で、彼我の智勇競べであるが、このときは、我が方針として、辯論を避け、たゞ提出條件の諾否を聽くといふに止まつたので、李鴻章が滔々と日支親善論などを論じ出すと、これにつりこまれて、伊藤が立ち揚つて得意の雄辯を振はんとすると、陸奥は冷靜にこれを抑へてゐたので、伊藤はこみあげてくる雄辯をかみころす外はなかつたが、ボーツマウスでは、兩全權が、思ふまゝに必死の辯論を闘はしたのだからたまらな

い。世界外交史上にも稀に見る辯論の展開を見たのである。

小村全權は、ウイツテの要求によつて、先づ講和條件を提出し、各條項ごとに意見を表示せられんことを求めた。ウイツテはこれを承諾した。

第一 露西亞國ハ日本國ガ韓國ニ於テ政事上軍事上及ビ經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ有スルコトヲ承認シ日本國ガ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導保護及ビ監理ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙シ又ハ之ニ干渉セザルコトヲ約スルコト

第二 露西亞國ハ一定ノ期限内ニ全滿洲ヨリ撤兵シ且ツ同地方ニ於テ清國ノ主權ヲ侵害シ若クハ機會均等主義ト容レザル何等ノ領土的利益又ハ優先的若クハ專屬的讓與及ビ免許ヲ拋棄スベキ旨ヲ約スルコト

第三 日本國ハ改革及ビ善政ノ保障ノ下ニ其ノ占領中ニ屬スル滿洲全部ヲ擧ゲテ之ヲ清國ニ還附スベキ旨ヲ約スルコト但シ遼東半島租借權ガ其ノ效力ヲ及ボス地域ハ此限ニアラザルコト

第四 日本國及ビ露西亞國ハ清國ガ滿洲ノ商工業ヲ發達セシムルガ爲メ列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ執ルニ方リ之ヲ阻礙セザルコトヲ互ニ約スルコト

第五 薩哈哩島及ビ之ニ附屬スル諸島嶼竝ニ公共營造物及ビ財產ハ總テ日本ニ讓與セラルベキ

コト

第六 旅順口大連竝ニ其ノ附近ノ領土及ビ領水ノ租借權及ビ該租借權ニ關聯シ又其ノ一部ヲ組成スルモノトシテ露西亞國ガ清國ヨリ得タル一切ノ權利特權讓與及ビ免許竝ニ一切ノ公共營造物及ビ財產ハ之ヲ日本國ニ移轉讓渡セラルベキコト

第七 哈爾賓旅順口間ノ鐵道及ビ其ノ一切ノ支線竝ニ之ニ附屬スル一切ノ權利特權財產及ビ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營セラルル一切ノ炭坑ハ何等ノ債務及ビ負擔ヲ伴ハシメズシテ露西亞國ヨリ之ヲ日本國ニ移轉讓渡スペキコト

第八 滿洲橫貫鐵道ハ其ノ敷設ノ基ク特許條件ニ遵ヒ且ツ商工業ノ目的ニ限り之ヲ使用スルノ條件ヲ以テ露西亞國之ヲ保持經營スルコト

第九 露西亞國ハ戰爭ノ實費ヲ日本國ニ拂戻スベシ其ノ金額竝ニ支拂ノ時及ビ方法ハ双方ノ合意ヲ以テ定ムルコト

第十 戰鬪中損害ヲ被ムリ爲ニ中立港ニ避難シ抑留セラレタル露西亞國軍艦ハ總テ正當捕獲物トシテ之ヲ日本國ニ交付スペキコト

第十一 露西亞國ハ極東水上ニ於ケル其ノ海軍力ヲ制限スルコトヲ約スルコト

第十二 露西亞國ハ日本海オコツク海及ベーリング海ニ瀬スル露西亞領地ノ沿岸港灣入江及ビ
河川ニ於テ充分ナル漁業權ヲ日本國民ニ許與スペキコト

小村は、これを提出し、

この條件は、日本全權に於て 天皇陛下の聖旨を奉體し、穩當和協の精神を以て案出したものであるから、露國全權に於ても同一の精神を以て之を迎へんことを希望する」と述べた。ウイツテは、これに對し露帝の誠意と露國全權の和協的神精神とを述べて、日本の提案を篤と查閱し、なるべく速かに回答書を出すべきことを約した。

ウイツテは能くその言を實行し、十二日午前を以て開かれた第二回會議には、既に我が講和條件に對する回答書を提出した。それは、極めて迅速であつた。これは彼に大に意義のあつたことで、ウイツテは回答の遲延は、露國は日本の提案に對し何等の用意なく、或は面喰へるものとはあるゝ不利があるから、迅速に回答した、我々は重要ならざる問題は努めて寛宏の態度に出でたが、事實上極めて重要な條項に就いては毅然屈せず、談判破裂の責任を日本に歸するよう用意してゐたといつてゐた。こんなことで、講和會議は極めて迅速に行はれた。ウイツテはまた新聞記者を操縦してゐたので、講和内容をどしき新聞に公開した。小村がこれを注意すると、ウイツテは誤解を避くべき唯一の手段は、會議の内容を盡く公表するにある、と答へたといふことである。

講和條件の中で、彼我の意見が紛糾して解決が困難であつたのは、第五項の薩哈哩割譲、第九項の軍費拂戻、第十項の中立國抑留軍艦交付及び第十一項の極東海軍の制限の四項であつた。その中でも最も困難で、どうしても決定しなかつたのは、割地と償金の二問題であつた。

サガレンの割譲は、我が國の最も要求したものであつた。その理由は、同島に對する日本の權利は露國の占領以前にある、日本は千六百二十四年に、既に同島に官吏を派遣してゐる、露國人の始めて同島に至つたのは千八百三年にさへ過ぎぬ。なる程、日本は千八百七十五年に同島を露國に譲つてゐるが、日本國民は常に正當に譲與したものとせず侵略されたものと信じてゐる、同島の回復は、日露國交の回復に最も必要であるといふ歴史的理由。

また、サガレン島は、アジア大陸の自然の連續でなくて、却つて日本帝國を構成する群島連鎖の一部である。從つて同島は日本の國運と國防に重大の關係がある、日本帝國永遠の安全は、日本が同島を獨り自ら監理することであるといふ地理的理由。

現に日本は同島を完全に占有し、日本官憲は、露國官憲に代り、全然日本行政の下にこれを支

配してゐる。日本はたゞ既成の権利を正式の譲渡に依り確認せらるゝを要望するといふ現在の事實に立脚する理由。

小村全權は、これ等の理由を列舉して、サガレン島は露國にとつては利益の問題に止まるが、日本にとつては、國家の安全に關する重大問題であると力説したのである。

我が主張に對し、ウイツテ全權は、逐一これを駁撃してゐる。曰く、歴史的に見れば、千八百七十五年以前の日本の領有は同島の南方一小部に過ぎなかつた、露國は千八百五十年黒龍江州の占領と同時にサガレン島を占領してゐる、しかも、千八百七十五年には正式の條約によつて千島群島と交換してゐる、これは嚴然たる事實である。また地理的に見れば、サガレン島は、僅か七露里の海峡を以て大陸と隔つるもので、露領アジアの自然的連續である、日本は國防を云々するが、同島領有以來三十年、同島に軍備設備を試みたことなく、軍事目的に使用したことがない、日本に何の危險があるか、若しこれが日本に領有さるゝなれば、露國の門戸に哨兵が設けられたと同様で、危險は却て露國側にある。また日本國民はサガレンを得ざることを憤慨するといふが、日本國民の憤慨は、得んとしたものを得ざる憤慨である。しかし、露國がこれを失つたならば、露國民は自己のものを奪取された憤慨となる、憤慨の程度は、いづれが大なるかいふを待たない、

現在日本のサガレン占領は單に武力の結果で、正當の權利の行爲でない。露國は日本を始め全世界の公認する正當の條約に依り、充分の權利を以て領有し、既に三十年以上露國の構成部分たる版圖を割取せらるゝが如きは、露國の威嚴の許さざるところである、領土の割譲は、孰れも敗衄の餘、續戦の力なきに至つた場合にのみ行はるゝ、露國は未だ決してかゝる境遇には至らないと我が要求を峻拒して應じなかつた。それで一先づ、その問題は未決定のまゝ次の條項に移つた。

軍備の拂戻は一層の難問題であつた。八月十七日の第六回會議において、小村は、日本は露國に對し屈辱的性質を有し、または大國の威嚴と相容れざるごときものを要求する意志はない、日本の要求は全く戰争の直接實費のみに制限されたもので、この範圍までは日本は、これまでの軍事的成功によつて受くべき正當の權利あるを確信する、露國は、日本の平和愛好の精神を理解し、宜しく妥協的精神を以てこれを承諾されたいと主張すれば、ウイツテは頑としてこれを拒絕し、抑も軍費佛戾などいふことは、獨り征服された國のみこれを爲すことである。露西亞は領土の一部が僅かに攻撃されたに過ぎない。日本軍がモスクワを陥落し、ペテルブルクを占領してこそ軍費の辨償もあらう。今日において、露西亞に害を與へた費用をなんで辨償されよう。そんな金があれば、我々は戰争を繼續するまであると肯かない。

小村が、日露互に和協の精神を以てするにあらざれば、平和克復の機がないといへば、ウイツテは日本の要求は、眞の平和を冀望するのでなくて、露西亞の敗れに乗じて利益を得んとするのである。いづこに和協の精神があるかと逆襲するのであつた。かやうに兩全權は論難數回に亘つたが、遂に決しなかつた。このときのことである。小村がウイツテに向ひ、英語で、

貴下の言は恰も戰勝國を代表するものゝやうだ、

といつて大笑すると、ウイツテは、傲然として、

こゝには戰勝國もなく、隨つて戰敗國もない、

と答へたといふ挿話もある。こんなことで、談判は少しも進捗しなかつた。

次いで、中立國抑留軍艦引渡し、極東海軍制限の二項も亦露國の體面問題として、頑として應じなかつた。かくて、談判は決裂の状に迫まつたのである。しかし、ウイツテも、己れ一個人としては、多少の譲歩的意見を有し、償金の外は中立國抑留軍艦交付及び極東海軍力制限は勿論、サガレンの割譲をも意がないでもなく、八月十七日には、ラムズドルフ外相に電報を發して意見を上申した。しかし、露帝は頑として肯かなかつた。外相より、ウイツテの電報を奏上すると、予は義に命じた、一寸の地も一留の金も譲るべからずと、予は依然これを固執して變らない、

との旨を告げた。ウイツテも、今は如何ともしかたなかつたのである。それ等の情を知つて、小村は何とか妥協の道を見出さんと、八月十九日兩全權は非公式の會議を開いて、妥協案を見出さうとした。こゝに小村が考へた妥協案が、サガレン二分案であつた。

それで、小村はサガレン北半を露國に還附するから、その代償として十二億圓を要求することとし、八月二十三日の第八回會議においてこれを提議した。これに就いてウイツテは反問した。

若し露國でサガレン全島を日本に譲與せば日本は代償金を要求せざるかと、小村はいや代償金は軍費拂戻の別形式として要求したのであるから、撤回することを得ない、といふのであつたから、どうも、我が要求には筋の通らぬ憾みがあつた。

これ等の情勢を見てルーズベルト大統領は、大に憂慮し、この會議が破裂しては、自己の威信に關することを思ひ、是非これを成立せしめんとし、露西亞駐劄公使マイヤーに訓令を發して、露西亞皇帝に奏上勸説せしめた。しかし、皇帝は依然として肯かなかつた。皇帝のこの頑の心事は、皇帝が八月二十三日附で、獨逸皇帝に寄せた宸翰に明かである。

予は三ヶ月間、平和か戰争かの問題に就いて頗る考慮した、予は苛酷なる條件では、決して講和せざるやうにと懇請する電報、書翰、上奏等を日々無數に受理してゐる、忠良なるロシア人

は皆最後まで戦ひ続ける覺悟に一致してゐる。彼等の冀望は悉く一致してゐる、それは、我等の領土の一寸たりとも、又軍事償金の一ルーブルたりとも日本に譲るなといふことである。この二つの要求を予に承諾せしむることが出来ぬとすれば、差當つて平和の望はないのです、予が流血の慘事を憎むことは、陛下の能く御承知のことである、しかし、自信竝に愛國心を粉微塵に散亂せしむるやうな屈辱の平和を得るよりは、まさることである、この問題は多分明日決するであらうが、予は自ら全責任を負ふの覺悟である、されど、予の人民の大部分は、予を後援してくれることを確かに承知してゐるから、予の良心は晴々としてゐる、予も目下の時期が甚だ重大なことを十分に存じてゐるが、これ以外にとの方法がない、陛下が予の心勞に御同情下さることを深く感謝する。○最近政
治外交史

どうしてかう、皇帝始め露西亞政府は頑強であつたらうか、それは、滿洲前線の露軍が、開戦以來見ざるまでに有利の情勢に展開してゐたからである。滿洲總司令官クロ・パトキン將軍は、その回顧録に次のやうにいつてゐた。

一九〇五年（明治三十八年）の八月には、我が露軍の能力は、露國陸軍史上未曾有の最高點に達した、リネウキツチ大將は、第十三軍團の到着を俟つて決戦を開始せんと準備し、同軍團の豫備兵は大部分之を後方勤務に移し、戰鬪線の面目は全く一新した、開戦以來、軍が完全に充實せられたのはこの時が始めてである、

四 講和の成立

ルーズベルト大統領は、飽まで會議の成立を冀望し、今度は日本にも譲歩を求むることになつた。日本がサガレンを獲んとするはよろしい、それは當然で世界も同情する、しかし六億弗といふ巨額の償金を要求し、これを得ざれば戦争を續けるとなつては、日本は單に金錢を得んがために戦ふといふことになつて名義がたゝぬ、文明世界共通の感情は日本を去るといふことを説いて日本の反省を求むることとなり、八月二十二日詳細な親書を書いて金子伯に與へ、即刻これを日本政府に打電せられんことを請うた。

大統領はそれでも尙安んぜず、更に追加的の急信書を金子伯に送つて、日本のために利害を説き、道徳を説いて日本の譲歩を求めた。彼はその上、英國をして日本を勧告せしめんとさへ盡力

した。一方大統領は在露マイヤー大使に訓電して、露帝に對し重ねて講和の急務を勧告せしめた。『予は日本にも譲歩を勧告した、日本は必ず勧告に應するからどうか貴國も應諾されたい』といふのである。だが露帝は依然として頑強であつた。たゞ、マイヤーが竊かに確かめ得たことは、サガレン島の半分の割譲は必ずしも拒むものでないといふことであつた。

我が政府は、金子伯を通じ、大統領の勧告に對して、その勧告を感謝し、『報酬金額に關しては一層の譲歩を爲すに躊躇せざるべし』との意を致した。しかし、譲歩にも程度がある。我も到底露國を満足せしむる譲歩を爲し能はぬ。二十七日、小村はウイツテと非公式に會見して妥協點を見出さうとしたが出來なかつた。小村も、ことこゝに至つては、談判も決裂の外なしと觀念し、これを詳細に桂首相に報告し、明二十八日の會議を以て談判を中止し、歸國するからといつて、最後の訓令を仰いだ。この電報が東京に到着したのは、八月二十七日の午前八時四十分であつた。この電報に接した桂首相は「この際慎重の考慮を加へた上、最後の訓令を與へるから、何等の名義にても、會議を更に二十四時間延期せよ」と訓電を發した。

この延期訓電に就いては、重大な理由があつたことを、石井氏の外交餘錄は語つてゐる。

露國皇帝と米大使との會見の消息（樺太南部は歴史の關係に鑑み之を譲るも苦しからずと獨り言したといふこと）は不思議なる機會によつて我輩の耳に入つた。八月二十七日、我輩は某外交官を往訪して時局談を試みた、談話中先方は我輩の間に對し、前段露國皇帝と米國大使との謁見會談の顛末を内話せられた、我輩は之を天佑と思ひ、早々暇を告げて桂兼任外相の許に駆け付けた、桂首相は閣議を閉ぢ閣僚と午餐中であつたが、我輩急用との取次を聞き、早速別室で會つて呉れた、我輩は露冬宮奥の院に於ける二十三日の皇帝と米大使との會談の顛末を報告してから、愈最後會議は明二十八日に迫つた今日圖らず此報道に接したのは天佑と謂ふべく、幸ひ東京とボウツマスとの間に十四時間の時差があるから、我全權に電訓して、取敢へず明日の會議を一日延引せしむる時がある、就ては第一電として明日の會議延引を訓令し、第二電として前に電訓せる樺太斷念を取消して樺太南半割譲説を提議せしむることゝ爲さるゝが、此急に對應する唯一の措置ならんと進言した、桂首相は喜色滿面で、「君の聽いた所によもや間違はあるまいね」と念を押され、我輩は御心配御無用と答へた、然らば取敢ず、今君が言ふた通り致さうと断ぜられて、食堂に歸り、我輩は再び、車を霞ヶ關に飛ばして珍田次官に報告の上前述の如く第一電と第二電とを分けて發したのである。

小村は、この日、高平全權によつて、ウイツテに到底妥協の道なきを知つて、愈々決心すると

ころあり、東京よりの最後の訓令を待たないで、更に一層强硬の意見を電稟した。これが、東京に達したのは、二十七日午前十一時四十五分であつた。

講和談判の経過は、前数回の電報を以て報告したが、今日に至りては、最早、疏通の途なきに至つた、本官は出来るだけ露國と和協を調へ、平和恢復につとめんとし、艦艇引渡及び海軍力制限を撤回すべきを宣言し、尙進んで難問題たる薩哈噶割讓と軍備償還問題に付き妥協案を提出し、談判を妥結に歸せしめんと勗めた、然るに露國は右の二問題に於ては、固く自説を執り、毫も譲歩の意を示さず、其間御承知の如く大統領に於ては、各種の方面に對し、極力斡旋の勞を執られたが、露國を反省せしむるの効がなく、却つてその決意を鞏固ならしめた感がある。蓋し露國皇帝は大統領の第一回親電に對し、既に御承知のごときことを斷言せられたる以上、第二回親電も同様無効にして、又本日秘密會議に於けるウイツテの言に依りて熟察するに、露帝の意志變更の望は全然絶えたるものと認めざるを得ざるなり、惟ふに露帝はリネヴィツチの報告等により満洲軍の優勢にして戰運を一轉するの望あることを確言し、この際平和を爲すの意なきに至りたるものと見るの外なし、

然るに、右の二問題は、當初よりして、世上の最大注意を引き、予も亦前後數回の談判に於て、

専ら右の二問題に付き争ひたるが故に、今に於て之を抛棄するは、帝國の榮辱に關する大なるを以て、若し大體妥協案の如くにして纏まるは可なるも、然らずんば、談判を斷絶するの外最早取るべきの途これなきと思考す、就いては次回の會見に於て、妥協案に對する露國政府公然の回答を受け、これに對し帝國の位置を明白ならしむるため、一の宣言をなし、我が政府が人道と平和とのため、圓滿なる解決をなさんとつとめたるも、露國が頑強にこれを拒絶したることをいひ、戰爭繼續の責任は一に露國にある旨を宣言し、本官等は談判を斷絶して、直に當地を引上げ、紐育に赴き、局面の發展を見んとす、かくのごとくせば、或はこれが動機となりて形勢の一變を見ることなしとせず、

この電報を發せしむると、小村はボーツマス引上の用意を爲し、既に荷物調度の整理を命じ、ボーツマス市民の好意に對する答禮として、同市の慈善資金に金二萬弗の寄附を爲すべく小切手を認め、禮狀をも用意して、たゞ東京からの一電を待つてゐた。

さて我が政府では、小村の電報に接すると桂首相は、翌二十八日元老・大臣等の御前會議を奏請して、最後の議を決定した。それは讓歩であつたが、しかし樺太南半を得んとするものであつた。午後八時三十五分を以て小村に訓電が發せられた。その要は、

帝國政府は閣議及び御前會議に於て慎重凝議の末 陛下の聖斷を仰ぎ、結局下文の如く廟議を一決した。

抑も露國が妥協案を絶対に拒絶したる今日に於て談判繼續の至難なるは、政府の深く諒とする所なるも、軍事及び經濟上の事情を熟慮し且貴官等の折衝により既に開戦の目的たる滿韓に關する重大なる問題の解決したるに鑑み、假令償金割地の二問題を拠棄するの已むを得ざるに至るも、此際講和を成立せしむることに議決せり。因つて貴官等は次回の會合に於いて次のとく宣言せよ。

露國政府が兩國全權委員の發議に係る妥協案を是認するに至らざるは、帝國政府の深く遺憾とする所なり、然れども帝國政府は人道及び文明の大義に重きを置き且日露兩國真正の利益に顧み、最後の讓歩として露國に於て帝國の樺太占領の既成事實を確認する條件を以て、軍費償還に關する我が要求を全然撤回すべし。

かくて、二十九日、午前十時五十五分、最終の會議が開かれた。小村が、訓令の趣旨を説明し樺太占領の既成事實を確認するなら軍費償還の要求を撤回する旨を告げた。しかし、ウイツテは露帝の命令を受けてゐないからといつて承諾しなかつた。そこで、小村は更に次の提議をした。

日本は平和を克復せんとするの誠實なる希望を懷くを以て、何等金錢の支拂を要求せずして北緯五十度を境界とする薩哈唎北部を露國の所有に残すことを諾する。但し露國覺書記載の軍事的措置に關する條件及び宗谷韃靼兩海峽通航に關する約束は之を相互的となすべきである。

ウイツテは、これを首肯したので、こゝにおいて漸く會議は成立し、九月五日漸く兩國全權は

その議定書に調印を了した。講和條約の主なる條項は、次の如くである。

- 一 露國は韓國に於ける日本の宗主權を認むる事
- 一 露國は滿洲より撤兵し、清國の領土保全及びその利益の開放を承認する事
- 一 露國は旅順口及び大連の租借權等を日本に移轉讓渡する事
- 一 露國は長春・旅順口間の鐵道を日本に移轉讓渡し、且つ兩國は滿洲に於ける各自の鐵道を軍略上の目的を以て經營せざる事
- 一 露國は北緯五十度を境として薩哈唎島の南部を日本に譲與し、且つ兩國は各自の領地内に軍事上の工作物を築造せざる事
- 一 露國は日本海・オホーツク海及ベーリング海に瀕する露領沿岸の漁業權を日本に譲與する事

五 講和條約に對する國民の不滿と歐米の輿論

講和條約の成立は、日本國民の多くを満足せしめなかつた。償金・割地の條件に重きを置いた我が國民は、講和條件に失望し、屈辱的講和を破れ、條約批准を拒めと、囂々として起ち、國民大會は東京に開かれ、滿都騒擾を極めて戒嚴令を布くの止むなきに至つた。

戰前、對外硬を主張して、開戰を迫まつた人々、特に所謂七博士の徒は、五月二十三日、講和の議まさに起らんとするを聞いて、未だその時機にあらずとし、「戰局持久に關する決議」を爲し、諸新聞にこれを發表したことがあつた。

既にして六月十一日、講和會議の愈々開催さるゝといふを聞き、講和條件の最小限度なるものを決議し、亦これを公にした。その條件といふは、

一 償金、參拾參億圓

一 土地、(一)樺太「カムチャツカ」のみならず、沿海州全部、(二)遼東半島に於て、露國の有せる權利を讓與せしむ、(三)滿洲に關しては日清兩國の決定する所に任すべし、

一 物、(一)東清鐵道及び其敷地の讓與、(二)シンガポール以東に在る露國逃竄軍艦其他軍用

船の讓與、(三)滿洲に在る露政府の礦山、其他の建設物、

一 國際役務、(一)太平洋並に日本海に露國をして艦隊を置かしめざること、(二)バイカル湖以東に於ける露國守衛兵を制限すること、(三)露國は日本の承諾を得ずして清國の土地に關する利益を得べからざること、

彼等のいふことは正しかつたらうか、歐米諸外國の新聞は、講和條約の日本のために成功なることを稱してゐた。八月二十二日、紐育「グローブ」紙は「露國は今や旅順口を棄て、其境界を拳匪變亂以前の舊狀に復することに同意したから、日本はその宣戰の目的を遂げたといふべきである。また千九百三年の日本の外交文書が、同國の安全及び東洋永遠の平和に缺くべからざる一切の事項を餘蘊なく發表したものとするならば、同國は更に續戰するの必要がない譯である。日本が滿韓の事項以外に要求するところあるは、即ちその邦家の安全に關し、絶對に必要ならざる事項を要求するもので、これがために續戰するがごときことあらば、これは既往十八ヶ月に亘る鬭爭と全くその目的を異にするものといはねばならぬ、若し露國が千九百三年に滿洲を撤退し、且つ韓國に干渉せざるに同意したりとせば、日本政治家中、誰か、サガレンを獲得するために開戦すべしと唱道するものがあつたであらうか、同島の日本に取て必要なものにあらざることは

二年後の今日においても、當時と異なる所がない」といつて、日本を誠しめてゐた。既にして日本の讓歩によつて講和條約の成立せしことを聞くや、同紙は、日本政府の民衆の輕佻なる言説に惑はず、飽まで國利擁護の眞路を脱しなかつた冷靜なる智慮を稱讃してゐた。○八月二十日論文

その他、世界の新聞は、日本の讓歩によつて講和の成立せしことを稱揚し、日本の寛裕を稱へ、
○セントルイ「グローブデモクラット」日本の雅量を賞し、○神戸「ジャパンクロニクル」 或ひは日本の大度を稱した○上海「ノース・チャイナ・デリバリー・ニュース」 或ひはまた日本の行動は、千八百六十六年、ビスマルクが、墺國に對して取つたものと同一なりとし、日本の深謀を稱するものもあつた。曰く「ビスマルク公が墺國と和約締盟に際し、再三指示せる教訓を服膺したもので、飽まで眼前の利益を謀り、却て將來を危くするの愚を避け、將來久しく善隣の好を結ぶべき露國と親交を重ね、時に或ひは墺獨兩國の場合におけるごとく、日露同盟の素地たるを得べき條件を以て、講和を遂げたり、これを酷評すれば、この措置は聰明なる利己心より出でたりと稱すべく、敢て敵に處する寛大なる所爲と稱するを得ざるべきも、とにかく、第一流政治家たるに愧ぢざる識見に基づくものといふを得べし」と日本政治家の深謀遠慮を稱してゐた。

これ等歐米諸國の評論を、日本國內に於ける評論や輿論と對照すると、極めて意義あることと

思ふ。しかし、日本においても志あるものは、竊かに國民の行動を遺憾とした。谷干城は「始めに仁義を看板に掛け、武士道を唱道し、終りに隴を得、蜀を望み、鄙劣の慾心を發露せば、仁義も武士道も滅茶々々と爲す者也」○九月十日吉田某宛書翰 といつて、世論を苦がくしく思つてゐた。しかし

日本國民をかやうにしたのは、政府の煽揚によることが多い。彼等は徒に國民を煽揚することを知つて抑制することを知らなかつたからである。伊藤博文は、民衆の騒動を憂慮し、九月十六日桂首相に書を與へ「前岸は百萬之大兵を駐し、平和克復の措置未だ終結を告げざる今日、縱令衆論之紛擾有之候共、廟堂確乎不拔にして、遠征の大軍をして内顧の憂なからしむる諸公の大任や、小子杞憂不能措」云々といつてゐた。

だが國民は次第に興奮から醒めて、十月十六日條約批准の詔勅下るに及びて、人心は全く平靜に歸した。

六 桂・ハリマン協定とその破棄

米國の鐵道王ハリマンは、極東問題に興味を持つてゐたが、その第一に著目したのは南滿鐵道であつて、その經營權を掌握し、更に進んで東清鐵道を買收し、西伯利亞鐵道の通過權と支配權

とを得てバルチツク海に達し、以て大西洋を横断し、最後にその勢力下にある、米國鐵道と連絡する、一方南滿鐵道から、錦愛鐵道をその手中に收め、これを延長して、ペーリング海峡に出で、アラスカを経て米國線と聯絡する、かくして世界一周通路を實現し、自己の支配下に置くといふ大計畫を立てたのである。

ハリマンは、この大計畫を抱いて、明治三十八年八月、本邦米國大使クリスコムの勧誘に依つて來朝した。我が朝野は非常な歡迎を以て彼を待遇したのである。滯京中、彼は桂首相を始め、諸元老と會見を遂げ、その世界一周路開設の計畫の一部として、南滿鐵道の日米共同管理を申出たのである。この提案には、元老井上馨が最も賛成したといはる。井上は戰後露國の復讐を極端に恐れてゐたので、南滿鐵道の日米共同管理は、日露の緩衝地帶となると信じ、かゝる好機會を逸するは愚の極であるとさへ公言し、桂首相に勸奨した。かくて桂首相の意も動き十月十二日、桂、ハリマンの間に滿鐵日米共同管理に關する豫備協定覺書が交換さるゝに至つた。ハリマンはこれを携へて、同日歸國の途に就いた。覺書の要は次のとくである。

日本政府の獲得せる滿洲鐵道並に附屬財産の買收、該鐵道の復舊、整備、改築及延長並に大連（ダルニー）に於て鐵道終端の完整及改良の爲め、資金を整ふるの目的を以て一のシンヂケート

を組織すること、

兩當事者は其取得したる財產に對し、共同且均等の所有權を有すべきものとす、別約に依り、鐵道に關連せる炭坑採掘の特許を一會社に與ふこと、該會社に於ける利益並に代表權は共同且均等たるべきこと、

滿洲に於ける各般企業の開發に關しては双方互に他の一方と均等の利益を有するの權利あるべきことを原則とす、滿洲の鐵道は其附屬財産並に鐵道軌、枕木、橋梁其他一切の線上設備、停車場、建築物、プラットホーム、倉庫、船渠、埠頭等と共に兩當事者の共同代表者の決定すべき實價を以て引取らるべきこと、

會社の組織は其の時機に際し、有すべき須要と狀勢とに適應すべき基礎にて定むべし、日本に於ける狀勢に適應するは得策なりと認めらるゝに付、會社は日本の監督のもとに組織することとすべし、尤も事業の容す限り、隨時右に變更を加へ、以て結局代表權並に監督權を均等ならしむることを期すべし、

ハリマン氏自身に於ては、日本の會社に由り、事業を行ふことに同意したるに付、殘す所は氏の組織者の之に對する同意の件なり、氏は右の同意あるべきを信ず、

日本國と清國間、若しくは日本國と露國間開戦の場合には、満洲鐵道は軍隊及軍需品輸送に關し、常に日本政府の命令に遵ふべし、日本政府は右等の役務に對し、鐵道が報償すべく、且他の攻擊に對し、常に鐵道を保護すべきものとす。

兩當事者以外のものを加入せしむることは双方の協議と相互の同意を俟て始めて行はるべきものとす。

小村外相が、この報道を得たのは、十月十六日午前十時、講和會議からの歸航横濱埠頭に著いたときである。山座政務局長は船中に小村外相を出迎へて、この驚くべき報告をしたのである。流石沈著な小村外相も、大に驚いた。卓を叩いて、

こんな事をやられては、日露戰爭の結果は水泡に歸し、百難を排して漸く贏ち得た満洲經營の大動脈が、米國に奪はれてしまふではないか、

と斷乎たる決意を以て、小村は、その日 明治天皇に咫尺して謹んで使命の復奏を果すと、直に桂首相を訪問して、ハリマン協定に對し、斷乎たる反對を述べ、その破棄せざるべからざる理由を詳説し、それから兩三日寢食を忘れて大活動を續け、井上元老を始め、これに贊同した人々を說破して漸く朝議を翻へすることを得た。そこで、十月二十七日ハリマンの乗船が桑港埠頭に著く

のを待つて、上野領事に電命して、桂首相の名を以て秘密電信を交付せしめ、同覺書の一時中止を求め、次いで、小村は、ハリマンに宛てゝ、桂首相の依頼と稱して、次の電信を以つて、前電（上野領事手交の）を説明せしめた。

鐵道問題に關し小村男爵の歸朝後、同男より聞取りたる詳細なる報告を熟慮し、且本問題に對する清國政府日頃の態度に鑑み、帝國政府は十月十二日の覺書に包含せられたる諸問題を以て、此際爲し得るも、更に一層精細完全なる講究を要するものと決定せり、貴下の知悉せらるゝ如く、ボーツマス條約は鐵道財産を日本に移轉するの件に關し、清國の同意を經べき旨及連絡鐵道業務に關し、露國と協定すべき旨を規定せり、清國及露國との約定締結せらるゝ迄は、果して如何なる權利及財産が移轉せらるべきものなるか、又は鐵道が如何なる收益を期し得らるべきか到底正確に決定することを得ず、此等の點に關し知悉することなくては鐵道及財産の運轉に關し、日本政府又はハリマン氏の満足するに至るべき確然たる協定を遂ぐるは畢竟不可能の事に屬す、從つて日本政府はハリマン氏に對し、前記覺書を以て當分中止せられたるものと看做すべきことを求むるは、事の宜しきを得たるものと思惟す、日本政府は成るべく速かに必要なる國際約定を締結するの歩を進むべし、斯くの如き約定は後日重要な變更を必要とする

ことあるならん、然れども其何れにするも日本政府は他の個人的資本家と協定する前に先づ協議をするものあり、

ハリマンはこれ等の電報に接し、寝耳に水と驚いたが、十一月三日、一先づ我が申出を承認し一時中止を認むる旨を回電して來た。しかし、どうも不安である、それから東京と紐育の間に、いろいろと策動があつた。十一月十一日には、ハリマンは添田壽一郎（桂とハリマン間を斡旋、通譯の勞をとつた官吏）に宛てゝ、

餘り遅滞なく協定纏まるやう、貴下に於て事態を得られんことを希望す、時は貴重なり、機會は逸すべからず、

といつて來た。そこで、桂首相は添田をして、

本月十一日附貴電に關し、必要なる國際約定を締結する爲め、目下手段を執り居り、其締結に先ち、何等協定を爲すこと能はざる事情は前電詳細陳辯したる通りなりといふの外は唯今の處、何事も回答するを得ず、

とハリマンに返電せしめた。ハリマンは、これを受取つたが、不平滿々、更に添田に宛てゝ中止の理由の説明を求めるといふ風であつたが、我において前議に復へる筈はない。小村外相は、

一旦ハリマン交渉を中止すると、滯京一ヶ月にして、支那に赴き、ボウツマウス條約の結末をつけ、またハリマン事件の善後措置を講ずる爲め北京に到り、清國政府との間に満洲協約を締結し、満洲鐵道經營に關しては、日清兩國民の外關與し得ざることとし、第三國の資本投下を阻止することに決定した。そこで、明治三十九年一月中旬、更めてハリマンに對し、満洲鐵道は日支兩國以外の資本家を加ふるを得ざることとなつたから、豫ての協定は破棄するの己むなきに至つたことを通知した。これでハリマン事件は、一先づ結末を告げた。これは全く小村外相の功績といはねばならぬ。

ハリマンが、折角協定した満洲鐵道共同管理案を、小村外相によつて打破されたことを憤慨したことはいふまでもなく、米國政府も亦これを遺憾とした。清國政府も、日本の満洲鐵道の獨占を好まず、日本を牽制するは英米兩國の資本を輸入するにしくはないと考へた。かくて計畫されたのが、奉天米國領事ストレートと英人ロード・フレンチの共同計畫の錦州から愛璣に至る鐵道敷設問題及び米國國務卿ノックスの満洲鐵道中立問題であつた。米國政府はこの二問題に就いては、熱心なる提議者としてその實現に努力したが、前者は露國の、後者は日露兩國の反対によつて不成功に終つたのである。

かやうに、ハリマン協定及びノックスの満洲鐵道中立の提議が拒絶されたのは、全く小村外相の功績である。

第十章 日露戰役後の外交

一 帝國の對滿韓支政策

日露戰役によつて、日本は躍進的發展を遂げ、完全に世界強國の一に列し、世界外交の檜舞臺に乗り出すことになつた。さうして東方問題においては、盟主の地位を占め、歐米列國の誰も日本を指て東方問題を論じ得ざることとなつた。ロンドン「スペクテーター」紙は、戰後の日本を論じて、「この新興國は歐洲の最强と稱せらるゝものを敗り、その陸海軍を粉碎し、西洋第一流の名將も、相對して跋躠逡づべき精銳五十萬を亞細亞大陸に於て轉戦する能力あるを證せり、今や何れの國と雖も、その存亡を賭するの決心なくして、日本と砲銃を交るの不可なることを覺らしむ、蓋し同國は眞に北太平洋の雄にして、多年北京に於て優越なる勢力を振ひ、世界の中、最も未開の大市場たる清國において、貿易其他の事業上に最も強盛なる競争者たるべけむ」といつてゐた。○三十八年九月一日論文

日本は、東亞におけるこの優越なる地位を持つに極めて謙虚であつた。歐米人や支那人は、

現代の朝鮮・満洲及び北支等を見て、日本の侵略行爲を云々するものが多いが、これ等は歴史的自然の結果であつて、日本が最初から計畫的にやつたことではないのである。我々は誇るべきか、恥づべきかは知らないが、明治日本の政府當局は、國際上退嬰といはるゝまでに、正直にして、小心翼々たるものであつて、論者のいふごとき大望はなかつたのである。

日露講和條約及び第二回同盟條約により、韓國における我が特殊優越的地位は確保され、満洲より露國の勢力を驅逐し、また關東州の租借權を譲受けることによつて、滿韓における我が特殊利益を充分發展せしめ得る立場を獲得することとなつた。

かかる優越なる地位に立つても、我が國は、毫も戰前に主張した主義・政策を變へなかつた。韓國のことは後に譲るが、満洲に對しては飽まで領土保全・門戸開放・機會均等の主義を持してゐた。これに就いての好例は明治三十九年五月二十二日、總理大臣官邸で開かれた元老・大臣會議である。集つたものは韓國統監伊藤博文、樞密院議長山縣有朋、元帥大山巖、首相西園寺公望、外務大臣林董、陸軍大臣寺内正毅、參謀總長兒玉源太郎、陸軍大將桂太郎等であつた。この日、伊藤統監は、英國マクドナルドの私信の「満洲に於ける日本の軍事官憲が、軍事的動作に依つて國外貿易に拘束を加へ、満洲の門戸は、曩にロシヤの掌中にあつたときに比べて一層厳しく閉鎖

せられてゐる、しかもその閉鎖主義は専ら歐米人に對して行はれ、日本人に對しては到る所開放主義を實施しつゝある。これは歐米人の嘗て日本に冀望し、同情したことと全く反する行爲である。これは日本が、露國の復讐を恐れ、その設備を爲すのであるといふが、日本のかやうな所爲は、全く狂氣じみたものである」といふ内容を説明して、痛く満洲の軍政部の行動を非難した。伊藤は、また袁世凱が、日本に對して、不滿の念を抱き、日本の行動は北京條約の違反なりといつてゐる、若し今日のまゝに放任すれば、啻に北清ばかりでなく、二十一省の人心は、終に日本に反抗するに至るであらうといつて、更に

現に満洲には、軍政官なるものがある、これに關する規定を見ると、清國人が不滿を唱へるのは當然である、今日露國から譲渡されたものを保持するのは當然である、何人も異議を挾む筈がない、然るに實際の事實は、この範圍外に出でつゝある、軍政署の綱領を見るとこれを實施すれば、清國人の活動する餘地は更に無い、否、領事と雖も活動することは出來ぬ、予の見る所では、かゝるものは斷然廢止するがよろしい、斷乎これを徹廃し、その地方の行政は、これを清國官憲に一任せねばならぬ、これは當然清國の責任である。若し清國が行政保護の實績を挙げ得なかつたならば、日本からこれを援助するが宜しい、

といひ、大に軍事當局者の處理を非難し、日本は英米の人心を失ふやうなことがあつてはならぬ、どうか諸公は充分の審議を盡して、その轍を改むるよう切望して止まぬと、一通の決議案を提出して元老大臣の承認を求めた。伊藤は軍事當局者を叱咤するの勢があつた。これに對し、表面から格別議論するものもなく、たゞ寺内陸軍大臣は起つて、

伊藤侯のいはるゝやうなことは、中央では平時の思想で立論し、彼の地に於ては、戰時の思想を抱いて行動するから、種々の問題が生ずるのである、從來關東總督は戰時命令に依つて行動したが、平和克復の今日は、之を平和の狀態と符號するやうに改正すれば宜い、滿洲經營に關しては兒玉參謀總長の手許で、目下法規を起案中であるから、これが出來れば、總督府問題、鐵道問題、守備隊問題等も自ら解決する、事實に於て開放も漸次に行はれ、安東縣、奉天は既に期日を定めて之を決行した。大連も準備さへ結了すれば之を開放するに差支ない、旅順口に於ける露國人の處分のごときも、目下著々進捗し、露國代表者も満足してゐる、しかし旅順口内に、今日直に外國人の移住を許すときは、事實上不可能である、要するに滿洲問題は、凡て順序を追うて解決せねばならぬ、又現に爲しつゝある、

といつて、伊藤侯のいふことは道理であるが、一時に實行すべきものにあらざるを述べ、伊藤侯

をなだめたが、兒玉は屈せずして、伊藤に抗辯し、遂に無責任の地位にある人は、何事も思ふままに批評することも出来るが、責任の地位にあるものは、さうもゆかないといつて、伊藤の言を無責任者の批評と稱したので、伊藤は憤然として、予の見る所に依ると、兒玉參謀總長等は滿洲における日本の位地を、根本的に誤解して居る、滿洲方面における日本の權利は、講和條約に依つて露國から譲り受けたもの、即ち遼東半島租借地と鐵道の外には、何物もない。滿洲經營といふ言葉は、戰爭中から、我國人の口にするところで、今日では官吏は勿論、商人なども切りに滿洲經營を説くが、滿洲は決して我が國の屬地ではない、純然たる清國領土の一部である、屬地でも無い場所に、我が主權の行はるゝ道理は無いし、隨つて拓殖務省のやうなものを新設して事務を取扱はしむる必要もない、滿洲行政の責任は、宜しく之を清國政府に負擔せしめねばならぬ、と、兒玉をきめつけた。議論はこれで盡きたが、元來伊藤のいふことは、この年二月、大磯の會議で大體決定されてゐたことで、兒玉總長も主義において、反対してゐることもないのに、その出した決議案は、全員の署名を得て成立した。その案は次のとくである。

一大體の論は全會一致のこと

二 右の意に基き將來の經綸を進むること

三 關東總督の機關を平時組織に改むること

四 軍政署を順次に廢すること、但し領事の在る處は直に之を廢すること

○伊藤公秘錄

この會議における伊藤統監の所説とその提議案の可決は、日露戰役後における我が對支政策の根本方針を示すものである。我が國運を賭して露軍を一掃した滿洲においてさへ、條約において得た權利の外何等行使する意志がなかつた。從つて清國全土に對して領土保全、門戶開放、機會均等主義を完全に履行せんとつとめたことに疑がない。朝鮮に對しては、無論列國の容喙は許さなかつたが、しかも主權の尊重には變りがなかつた。伊藤統監時代には、併合の機運は未だ進まなかつたのである。

日本が、日露戰役以後その増大せる權利と實力とを擁して、しかも滿韓及び清國に對して、自から抑制し、條約を重んじた公明正大な處置は、歐米列國の信用をたかめ、東洋問題を中心として、日英條約は改正せられ、日佛協商、日露協商がそれ／＼成立して、東洋平和を確立すると共に我が國の地位をして磐石の重きをなさしめた。

二 日英同盟の改訂

日英同盟の改訂は、我の冀望といふよりも、寧ろ英國の冀望によつて促進せられたのである。

英國は、日露戰役後、露國が極東から、印度國境に鋒鏑を轉することを思ひ、そこに重大なる脅威を感じた。しかもこの脅威は、獨逸の露國を援助するの傾向によつて増大された、獨逸は相變はらず、露國に協力して、露國を東方に向はしむることを欲してゐたからである。かくて英國政府は、この脅威から脱せんとして、露國との協商を企圖するに至つた。さうしてその切札として、日英同盟の性質を變じて攻守同盟とし、その範圍を印度國境にまで擴張せんと欲したのである。

○鹿島守之助著帝
國外交の基本政策

かくて、英國外相ランスダウンは、自から進んで、明治三十八年二月以來改訂促進につとめた。我が國も來るべき講和條約に備へ、或は將來露國の報復に對する安全の保障たらしめ、或は韓國問題の解決等により考慮して、日英の關係を一層鞏固ならしむることは固よりその欲するところであつた。しかし、同盟の範圍を擴張することは好むところでなく、小村外相は現今のまゝで、滿期前に改訂せんことを欲し、英國駐劄公使林董に訓令して、交渉するところあらしめたが、英國政府の熱心なる冀望あり、遂に五月二十三日及二十四日の閣議及び元老會議において滿場一致を以て、英國の修正並に擴張案を受諾することに決定し、小林外相は林公使に訓令して交渉せし

めた。それより數次の交渉と相互の修正とを経て、八月十二日英國において調印を了した。これが第二回日英同盟協約である。

第二回の同盟協約は第一回のそれと比較すると、重要な變更があつたことが注意せらるゝのである。即ち、(一)第一回協約においては適用の範囲を清韓兩國に限りしに、第二回協約においては、これを印度に及ぼしたこと、(二)第一回協約においては、英國は韓國において、單に日本の特殊利益を承認したるに止めたが、第二回においては、日本が韓國において指導監理及び保護の措置を執るの権利を承認した。かくて第一回においては、協約前文に清韓兩國の獨立及び保全の維持云々をいつてゐたが、第二回においては韓國の二字を省いた。これは韓國に對する日本の完全なる行動の自由を認めたからである。(三)第一回協約においては、同盟國の援助の義務は敵國が、二國以上となつた場合に限られたが、第二回協約においては、締盟國が、他の一國によりて攻撃せられたるときは、他の締約國は直にこれに援助を與へ、協同戦闘に當り、講和も亦双方合意の上にて爲すこととしたこと、(四)第一回協約においては同盟の有効期間は五ヶ年であったが、第二回においてはこれを十ヶ年としたこと等が、その重大なる相違である。

第二回協約締結の後幾もなく祕密の陸海軍協定も成立した。かくして、この協約改定は露國をして將來東亞及び印度に攻撃を加ふるも成功の見込なきことを信ぜしめ、この方面的侵略を斷念して、その關心を再び亞細亞から歐洲に轉ぜしめ、遂には英國と協力せしむるやうに導いたのである。英露及び日露協商はかくして締結せらるゝに至つたのである。

三 佛・露・米三國との協商

日露戰役後の我が國際的地位を鞏固安全ならしめたものゝ一つは、日佛協商・日露協商とである。この兩者は聯關係に考へねばならぬ。

露國は、日露戰役後政策の變更及び露獨同盟締結の失敗から、英國との協調を希望し、延いて日本との協調も亦冀望するに至つた。政策の變更といふのは、極東進出を斷念して土都君府に進出し、ボスフォール及びダーダーネル兩海峽の管理を得んと欲したことである。これは、露國の歴史的使命であるが、これを遂行するには獨塊に對抗する必要がある。それには、英國との協調が必要であるばかりでなく、日本とも和解し、その背後の保障を得て、後顧の憂なからしむることが必要とせられたのである。

かくて、露國は、日本との協商を冀望し、明治三十九年十一月、翌四十年三月、共に英國政府

によつて、日本との協商を得んとし、その好意的斡旋を依頼した。露國大使は英國外相グレーに日露間に「協商」とまではゆかないにしても、少なくとも或る「關係」を結びたいといふ冀望をもらしてゐた。

同一の冀望は、日本にもあつた。日露役後、日本の最も欲するところは休養である、休養は平和を絶対に必要とした。これには、露國との和解が重要である。且戦後日本の政策の目標は、韓國と満清である。しかし、これ亦露國との眞の和解によつてのみ成就される。かやうなことから、日本も衷心から、日露の協商を欲し、時の西園寺内閣の外相林董は三十九年一月親露主義の本野一郎を露國駐劄大使に任命し、協商の準備を進めようとした。

しかし、露國の陸海軍部及び國民の一部には、日本との妥協を好み、ボーツマウス條約を一の休戦條約に過ぎずとし、國力の回復を俟つて、これを破棄せんとする意向さへあつたので、ボーツマウス條約の細目協定は、一ヶ年に亘つて少しも進捗しなかつたありさまであつたから、この協商は容易に進捗しなかつた。然るにこの時、日佛協商が容易に成就し、大に露國を刺戟するに至つたのである。

佛國は、露國との同盟、英國との協商の關係から日露の接近を大に歓迎し、英國とは別個に日露に對し、好意的勸告を與へてゐたばかりでなく、自から進んで日本との接近を策するに至つた。かくて佛國政府は、明治四十年三月、日本のために外債の借替を承諾し、五分利附三億法の起債を巴里において募集せしめ、大に日本政府に満足と感謝とを與へた。これより日佛の親善は著しく増進し、遂に兩國間に政治的協定及び取極を締結するの商議が開始せられ、我が全權大使栗野慎一郎は佛國外相ビションと商議を開始した。この商議は圓満に進行し、明治四十年六月十日、巴里において協商が成立した。

日佛協商は、佛國は清國に對する日英同盟の主義を確認し、また日露戰爭の結果を承認し、我が國は佛領印度支那の佛國の領土權を尊重することを約したものである。更に注意すべきは、兩國が清國における勢力範圍を確定したことで、佛國は廣東・廣西及び雲南の三省を以て特殊利益を有する地域と定め、我が國は福建・滿洲及び蒙古を以て特殊利益を有する地方と定めたことである。

日佛協商の成立は、日露の和解に重大なる影響を與へ、久しく停滞してゐた日露の協商は促進せられた。當時日露間には、蒙古問題に關し、重大な意見の衝突があつたが、日佛協商の成立に刺戟せられた露國は、直にこれを解決し、日露協商を締結することに同意した。かくて、四十年

七月三十日、露都において、本野大使と外相イスヴァルスキイの間に、二つの協約が調印された。一は公表日露協約で、一は秘密日露協約である。

公表日露協約は平和及び善隣の關係を鞏固ならしめ、また將來の誤解の原因を除去する目的を以て締結するものなる旨の前文を付し、二ヶ條より成立し、日露相互の領土保全とポーツマウス條約の規定尊重と清國の獨立及び領土保全並に機會均等を約したもので、秘密條約は四ヶ條から成り、(一) 滿洲を本協約追加約款に定めた分界線によつて、南北の二つに分ち、北を露國の勢力範圍とし、南を日本の勢力範圍とし、その範圍内においては「自國の爲、又は自國臣民若くは其の他の爲、何等鐵道又は電信に關する權利の讓與を認めず、又同地域内に於て、兩國のそれく支持する該權利讓與の請求を直接間接共に妨礙せざること」を互に約したもので、(二) 韓國に對しては露國は日本の自由行動を認め、(三) これが代償として日本は外蒙古に對し、露國の特殊利益を承認したものである。

これを第一回日露協商とし、これを基本的重要な取極とし、これを確實にし、擴張する趣旨において、

明治四十五年七月八日、第一回、第二回の日露協商の條項を確定補強するの冀望を以て、第三回日露協約が締結された。この協商の秘密協約において、新に内蒙古を東經百十六度二十七分を以て東西に二分し、西方を露國、東方を日本の特殊利益地域とし、互にこれを承認し尊重することを約した。この協約は兩國において誠實に履行せられた。

日本の國際的地位を一層昂進し、鞏固ならしめたものは、明治四十一年十一月の日米協商の締結である。

日露戰爭中、米國政府及び國民は、日本に多大の同情と援助とを與へた。講和條約におけるルーズベルト大統領の斡旋は、尋常でなかつた。しかし、日本の戰勝後、米國における排日熱は漸く高まり過去の人氣に引替へ、極度の不人氣となつた。日米間には、日本移民禁止問題、桑港における日本學童排斥問題が起つて、危機が傳へられた。ルーズベルトは、これ等問題を頗る重大視し、明治三十九年六月、移民法通過に際し生すべき萬一の危險に對し、英米提携して日本に當らんことを欲した。米國政府の考へは、「日本は英米と争ふ意圖はない、しかし戰争の何等かの危険が生ずるとすれば、それは、英米兩國政府に依る斷乎たる警告の同時的措置に依つてのみ、避

け得られるであらう」といふのである。

ルーズベルト大統領は、この見解に基いて、英國及び加奈陀との協商を締結せんとしたが、英國及び加奈陀とも冷靜で、ルーズベルトのいふ英米共同措置の日本に及ぼす影響を慮つて、米國の提案を拒絶した。英國は、日英、日佛、日露協商を重視し、これに影響あると考へる政策を取ることを好まなかつたのである。

我が國も亦、移民を禁止せられ、學童を排斥せられ重々の侮辱に拘はらず、米國に對しては常に和協的態度を失はなかつた。明治四十一年六月以来は、所謂紳士的協約によつて、自發的に移民を制限した。しかも、米國に最大の感動を與へ、日米の關係を好轉せしめたものは、明治四十一年十月十八日の米國艦隊の横濱入港の際における我が官民一致の大歡迎であつた。

これより先、米國大西洋艦隊が、世界回航の途に就くや、最初は故意に日本に寄航せざることとした。彼等はこれを日本に印象付けるといつてゐた。しかし我が政府はこれを意に介せず、特に大統領に交渉して、必ず我が國に來航せしめられたいといふことを以てした。かくて豫定が變更され、横濱に入港することになつたが日本近海に大暴風があつて、入港するに慘々な難航を續けた。しかも入港すると、朝野を擧げての歡迎に、艦隊全員は非常に満足した。大統領も、後日、

「回航中最も顯著なる事件は、日本に於て吾人の艦隊に對し與へられた歡迎である、事態は吾人の期待を遙かに超過した、日本人が、吾人の將校及び乗組員に與へた満足なる歡迎に對する予の感謝は言語に絶する、又各人が日本人の友人として、又讃美者として歸來したことも聲明し得る」といつてゐた。

彼等は日本近海の暴風によつて、日本の攻め難き國なるを感じ、歡迎によつて、日本人を愛好したといはれた。

我が國においても、移民問題に關し、米國と戰爭するなどとは何人も考へ及ばざることであつた。今や米國艦隊の訪問が、満足なる結果を得、しかも米國政府及び國民が、それ等のことによつて、帝國の眞意を了解するに至つたことを好機とし、小村外相は、米國との協商を成就せんとし、明治四十一年九月二十九日、在米高平大使に訓令し、日米協商を必要とする理由及び目的を訓令した。その要は、「米國政府及び同國民多數の、帝國に對し何等惡感を有せざるに拘らず、同國に於ける小數人士の帝國の眞意に疑を挾み、殊にその聲を大にして、民心の煽動に苦慮せる事實と或る強國（ドイツを指す）が、小策を弄して、日米兩國を離間せんとする事實は、之を否定することを得ない、若しこの狀態にして永く看過せらるゝに於ては、遂に兩國の和親に障害を生

することなきやも保し難き故、彼の排日論者等の辭柄とする事由を排除し、彼等をして藉口の途
ながらしむるに如くはない」といふのである。

次いで十月十五日、協商案の内容に關し、詳細なる訓令を發し、「協商案は太平洋問題を主題と
し、これに清國問題を加味せるものである」といつて、三ヶ條の要點を示した。高平大使はこれ
によつて米國國務卿エリシュー・ルートと會見、日米親交永續のため、世界平和のため、本案の
必要なる所以を陳辯し、同意を求めた。ルートは充分の同情を表した。爾來、兩人交渉數回、互
に修正意見を提出したが、十一月二十日を以て協議成立して、兩人の調印を了した。その條項は
五條より成り、「日米兩國は太平洋に於ける兩國商業の自由平穩なる發達を希望し、竝右方面に於
ける現狀維持、清國の獨立及び領土保全並に機會均會主義を支持し、若しこれを脅威するがごと
き事件發生するときは、兩國政府はその有益と認むる措置に關し、互に意見を交換する」ことを
約した。これは日露戰爭以來、日米兩國に蟠まれる疑雲を一掃した重要協商である。

以上が、日露戰役以後、明治末年に至るまでの我が國際政局の現狀で、日露協商及び日佛協商
は日英同盟（明治四十四年七月更に改訂）及び日米協商と併行し、東洋の平和を維持し、東洋に
おける我が國の地位を確保し、擁護して磐石の重きをなさしめた。我が國が韓國を併合して日韓

一體の基礎を確立し、世界大戰に參加して、世界的日本の地位を堅定したときは、かやうなる國
際新體制の下にあつたのである。この新體制を樹立した最大功績者は外相小村壽太郎であつた。

結論

維新以來、明治四十五年間の皇國外交の概観は略々以上に盡した。その間、外交に一張一弛あり、或は硬、或は軟、外交家の政策施設には、時に非難を免かれぬこともあつたが、全時代を通觀すれば、維新當初に宣明したまゝの明治天皇の積極的開國進取の國是は能く實現せられ、四方經營、億兆安撫、萬里の波濤を拓開し、天下を富岳の安きに置かんことを欲すといふ御趣旨は完成されたと見得るのである。

この結果として、我が國は日本の日本から完全に離脱して世界の日本と躍進したのである。私は皇國二千六百年の歴史を二大時期に大別し、維新以前を以て日本の日本の時代とし、維新以後を以て世界の日本の時代とするのである。日本の日本たる時代とは、ただ皇國發展の舞臺が多く地理的に日本に限られたといふだけでなく、日本が精神的に眞の日本たらんとする努力修養の時代であつた、所謂養正の時代であつたといふのである。

我が國は、二千五百有餘年のこの養正時代を経過し、この基礎・根柢の上に世界の日本として

躍進した。その使命は、我々が世界的に發展し、皇化を萬邦に普及し、全世界文化の發達に貢獻するにあるのである。さうして、我々が世界の日本といふのは、徒に武力的世界の征略を意味するのではなくて、我が精神的文化の世界的發展を意味するのである。それには、二つの意味がある。

一は世界文化によつて我が固有文化を強化進展せしむることであり、二は我が文化を以て、世界文化の強化發展に資することであり、三はその調和融合、混然たる大文化の建設にあるのである。

維新以後の帝國の歴史は、この日本の日本から世界の日本へと飛躍發展の歴史で、明治の外交家は、この間にあつて最も重要な役割を演じ、立役者として國家指導の任に當つたのである。我が外交家の悉くがこの役割を完全に果したかは疑問で、個々の外交事實に考察すれば遺憾に堪へざることも多い。だが、これを通觀すれば、それは決して無爲徒策でなかつたことが知らるゝ、しかも、わが世界の日本への飛躍發展が尋常一樣のものでなく、葵蕪・荊棘の障害いふべからざるものがあつた。とすれば、我が外交家の拓開の勞苦は決して尠少のものでなかつたことが思はるゝのである。

我が外交家のあるもの、西郷・木戸・大久保から、大隈・伊藤・桂・陸奥・小村等は、能く我が國民の冀望・國家進展の趨勢を理會して、これを指導し、その冀望を達成するに怠らなかつた

若し外交家の要は、國家自然の冀望を觀察し、道義的批判を以て、最も尠なき犠牲・障害の下にこれを達成せしむるにありとすれば、それ等外交家は、多少の遺憾は免かれずとしても、結局においてその目的を達成したことに疑はないのである。

我が對外的發展の第一著手であつた日清・日露兩戰役が、最初から一定の計畫によつて起されたものでなくして、歴史的發展の中に、自然に成就されたものであるといはるゝ所以はこゝにあるのである。道義を以て基礎とする皇國外交は故なくして人の國を征略するものでない、さりとて國家發展の必然の勢を阻止して退嬰怯懦、島國日本に躊躇するものでない。幸か不幸か、無理解な隣邦支那と露國の國情と外交とは、我が國をして道義の下に國家の自然的發展を完うせしめ得たのである。帝國外交史を學ぶものは、この間に深く留意するところがあり、深く學ぶところがなければならぬ。若し、外交史に教訓がありとすれば、こゝに最も大なる教訓があるのである。

更に、私は帝國外交史の興へる教訓を一言して結論としたい。

若し、一國外交の振と不振、その責任は、畢竟、その國民にありとすれば、我が國民は一般に今少し帝國外交史の事實とその事實に含まれた意義に就いて、深かい考察と反省とを拂ひ、その教訓を服膺する必要がありやしないであらうか、例へば、日清・日露兩戰役ともに、開戦前の我

が外交は、極めて順潮であつた。これは、國民の敵愾心の昂騰によつて舉國一致の體制が能く取られたからである。しかし、戰勝に酔うた國民の講和に期待したことは、餘りに度を超えてゐた。外相陸奥はこの勢に乘ずるを餘儀なくされて、遼東半島を要求して、三國干渉の失敗を招き、この勢に乘ぜざりし外相小村は無賠償と無割地（僅かに樺太半分を得た）の講和で、國內を騒擾と混亂の巷と化したのである。勢に乗るが是か、勢に乗らざるか是か、こゝに我々の深鑑すべきものがあるのであるまい。

また明治天皇は三國干涉に當りて、國民が悲哀のどん底に沈んだときに、日本の大陸發展の機會はこの度に限らないと仰せられて、あせる伊藤首相を慰めたまうたといふことである。これ等は、國家の大業を成就するには機會がある。それは、個人の事業のごとく、短期間に成就しようとしてはならない、總べての失敗はこゝから起る、故に國家の大方針が定まり、絶えざる努力を以て、精神的緊張を持続さへすれば、國家の大業は、五十年を期し、百年を期し、否な五百年千年を期して成就すべきものなることを教へたまうたのである。

その他、帝國外交史の教へるところは、數へるに堪へないのである。私は我が國民一般は、これ等の事實と意義とにより多く謙虚であり、忠實であらねばならぬと信する。私は外交には一國

の運命がかゝつてゐる、國民は、もつと眞剣に學ぶところがなければならないといふ説を以て、この書の結論としたい。（昭和十五年七月四日、日支新條約協議開始の日、訂正の稿を終る）

ラジオ新書
既刊

(太字は文部省推薦)

日本放送協会編
日本放送協会編
藤田 德太郎 著
澤 武 雄 著
出 法板 本 義弘 著
石 誠 彥 著
藤島 亥治郎 著
風卷 景次郎 著
密治 著
中河 深谷 博 著
片岡 良一 著
桑樹 昌樹 著
佐治 著
栗臣 安次 著
伊著 著
後著 著
宗著 著
康著 著
田著 著
藤著 著
野著 著

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
日本固有法と憲法	慎思錄より駿臺雜話へ	日本國由來と日本社會のしるべ	鎌倉幕府と江戸幕府	澤翁治の文	氣の正史	タリ正史	倉時代概	那の口語文	戸の町人文	那の町人文	イッ史	業經營と農家副業	の南洋と日	治外交史	近世史	現代哲	田安宗武の『天降言』	外交の常識	外交の常識
38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19
日本固有法と憲法	慎思錄より駿臺雜話へ	日本國由來と日本社會のしるべ	鎌倉幕府と江戸幕府	澤翁治の文	氣の正史	タリ正史	倉時代概	那の口語文	戸の町人文	那の町人文	イッ史	業經營と農家副業	の南洋と日	治外交史	近世史	現代哲	田安宗武の『天降言』	外交の常識	外交の常識
38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	21	20	19

林毅陸著
土岐善磨著
池上鎌三著
小牧實繁著
渡邊幾治郎著
板澤武雄著
日本放送協會編
緒方規雄著
圓地與四松著
重友毅著
花見朔巳著
宮原民平著
吉田彌邦著
緒方富雄著
白石喜太郎著
本間久雄著
河野省三著
川崎市一謙著
藤井新一著
石川謙著

大化書房

東京・明治・宣義

30

日放送送出版物會員